

タイトル	現代中国の環境論(七)：中国の環境と自然資源法の立法技術に関する問題(1999)
著者	金，瑞林；汪，勁；鈴木，光
引用	北海学園大学法学研究，45(2)：399-408
発行日	2009-09-30

現代中国の環境論 (七)

——「中国の環境と自然資源法の立法技術に関する問題」(1999)——

金 瑞林 (Jin Ruilin)・汪 勁 (Wang Jin) 著
鈴木 光 (Suzuki Hikaru) 訳

目次

現代中国の環境論 (一)

——「国際気候交渉における国家グループとその影響に関する試験的分析」(2001)——庄貴陽 (Zhuang Guiyang)・陳迎 (Chen Ying) 著、鈴木光 (Suzuki Hikaru) 訳 (北海道大学法学研究第三八卷第二号五一三—五二九頁 (二〇〇二年九月))

現代中国の環境論 (二)

——「中国の環境と自然資源法体系の現状、問題、およびその改善」(1999)——金瑞林 (Jin Ruilin)・汪勁 (Wang Jin) 著、鈴木光 (Suzuki Hikaru) 訳 (北海道大学法学研究第三八卷第四号七四九—七七〇頁 (二〇〇三年三月))

料 現代中国の環境論 (三)

——「中国の環境と自然資源立法の目的と任務」(1999)——
金瑞林 (Jin Ruilin)・汪勁 (Wang Jin) 著、鈴木光 (Suzuki Hikaru) 訳 (北海学園大学法学研究第四五巻第一号一九九一年六月)

七—一九九頁 (二〇〇三年六月)

現代中国の環境論 (四)

——「中国の環境と自然資源立法の指導思想と基本原則」
(1999)——金瑞林 (Jin Ruilin)・汪勁 (Wang Jin) 著、
鈴木光 (Suzuki Hikaru) 訳 (北海学園大学法学研究第四
三巻第一号二九九—三三四頁 (二〇〇七年六月))

現代中国の環境論 (五)

——「中国の地方の環境と自然資源立法」(1999)——金瑞
林 (Jin Ruilin)・汪勁 (Wang Jin) 著、鈴木光 (Suzuki
Hikaru) 訳 (北海学園大学法学研究第四四巻第二号二八
九—三二二頁 (二〇〇八年十二月))

現代中国の環境論 (六)

——「中国の環境と自然資源立法の原理と制度」(1999)

——金瑞林 (Jin Ruilin)・汪勁 (Wang Jin) 著、鈴木光

(Suzuki Hikaru) 訳 (北海学園大学法学研究第四五巻第
一号一九九一年六月)

現代中国の環境論 (七)

——「中国の環境と自然資源法の立法技術に関する問題」
(1999)——金瑞林 (Jin Ruilin)・汪勁 (Wang Jin) 著、
鈴木光 (Suzuki Hikaru) 訳 (本号)

第一章 立法の科学性、合法性、および調和性

一 立法の科学性

二 立法の合法性

三 立法の調和性

第二章 法の構成

一 法の名称について

二 法の内容について

第三章 法の但し書き

原注

訳者あとがき

現代中国の環境論 (七)

——「中国の環境と自然資源法の

立法技術に関する問題」(1999)——

第一章 立法の科学性、合法性、および調和性

一 立法の科学性

マルクスは『離婚法草案を論じる(論離婚法草案)』という文章において、つぎのように述べている。「立法者は、自らを自然科学者とみなさなければならぬ。彼(立法者)は、法律を作り出すのではなく、法律を発明するのでもなく、ただ法律を説明するのみである。彼は、精神関係(1)の内在的法則を、有意識的な現行法のなかに表現するのである。」

立法の科学性、そのもつとも根本的な必要条件とは、立法は当該法が調整しようとする社会関係の客観的法則を反映し、客観的法則が求めるものに立脚して人々の行為を規範し、当該領域の社会関係を調整しなければならないというこ

とである。環境と資源立法は、経済活動と生産活動の広範な領域に関係すると同時に、当該領域の社会関係の調整を通じて人類と自然の関係を調和させなければならない。環境と資源立法は、社会経済の法則にしたがい、これを反映させるのみならず、自然の法則、とりわけ生態学の法則にもしたがって、これを反映させる必要がある。主観的な憶断による立法や実際とかけ離れた立法は、かならずや国情に合わず、現実離れしており、効果的に実施することができない。「こうした立法は」立法目的を実現できない立法であり、科学的立法にも反する。

二 立法の合法性

立法の合法性とは、おもに、立法活動は法に基づいて行われなければならない、法律規定あるいは関連する立法制度に抵触してはならないことを意味する。目下のところ、我が国の立法制度はなお不完全であり、一つのまとまった完全なる「立法法」はまだ制定されていない。しかし、憲法、組織法、および関連する法律規定のなかには、いずれも立法活動にかかわる規定がある。たとえば憲法と二つの組織法の関連

規定のほかにも、『全国人民代表大会議事規則（全国人大議事規則）』、『全国人民代表大会常務委員會議事規則（全国人大常務會議事規則）』、『國務院行政法規制定手續暫定條例（國務院行政法規制定程序暫行條例）』、『國務院法規規則備案規定（國務院法規規章備案規定）』などがあり、全国各地省、自治区、直轄市の人民代表大会もいずれも相次いで地方性の法規制定手続きに関する条例を公布した。我々は立法活動において、これらの法律・法規を真剣に研究・遵守し、以て立法活動の合法化を成し遂げなければならない。

三 立法の調和性

立法の調和性には、おもにつぎの三領域の調和が含まれる。すなわち法の内部の調和性、法と法との縦方向の調和性、および各種の法との横方向の調和性である。

法の内部の調和性とは、一つの法のなかで、法の内容、形式、および法の構成が調和・一致を保つよう求めるものである。とりわけ法の規範、法の基本原則、基本的な法律制度・措置は、調和・一致を保たなければならない。立法のなかには、法の規範要素が揃っておらず、行為モデルのみを規定

し、法がもたらす後の結果を規定していないものがあるが、こうした立法も一致していないもの（調和のとれていない立法）に属することになる。

法と法との縦方向の調和性とは、憲法、法律、行政法規、地方性法規、および行政規則の間で調和・一致を保たなければならないことを指す。下層の立法は、その内容上、上層の立法に抵触してはならず、さもなくば〔抵触する場合〕取り消されるか改正される。こうした情況〔抵触〕の出現は、立法上重大な瑕疵に属するので、極力避けるべきである。

各種の法との横方向の調和性とは、各部門の法の間、たとえば民法、刑法、経済法、行政法、環境法の間で調和・一致を保つことを指す。環境と資源立法は総合的であり、それが調整しようとする社会関係も広範であるため、環境法以外のその他の部門法にも、環境と資源保護に関する法律規範がある。このため、とりわけこれらの異なる部門法の間において、同一内容に対する規定が調和・一致しているかという問題に注意しなければならない。

部門法の間で調和がとれていなければ、法の実施、とくに法律の適用が非常に面倒になる。たとえば、当事者が行政部

門による処理あるいは行政処罰に不服がある場合、どのような事情があれば裁判所に提訴できるかという問題について、多くの法の規定は一致していない。裁判所に直接提訴できると規定するものもあれば、当事者はまず上級の主管機関に再審議（復議）を申請し、再審議の決定に不服がある場合にはじめて裁判所に提訴できると規定するものもある。『海洋環境保護法』は汚染の損害賠償をめぐる争いに関し、主管部門の処理を経ても良いし、人民法院に直接提訴しても良いと規定する。しかし『民事訴訟法』は、涉外賠償をめぐる争いについて、双方に書面による仲裁合意がある場合は仲裁手続を経なければならず、人民法院に提訴することはできないと規定する。このように法律（の規定）が直接矛盾すると、法律の適用が面倒になる。

訴訟の時効（出訴期間）を定める規定に関し、各種の法律法規の規定はさらに一致していない。『行政訴訟法』は行政訴訟の時効について二種類の規定をおく。すなわち一つは、行政再審議の決定に不服がある場合で、訴訟の時効は十五日である。もう一つは裁判所に直接提訴する場合で、訴訟の時効は三箇月である。一方『環境保護法』第四十条は、当事者が行政処罰に不服がある場合、あるいは行政再審議に不服がある場合、再審議の申請あるいは裁判所への提訴の時効はいずれも十五日である、と規定する。裁判所に直接提訴する時効も十五日である。『海洋環境保護法』、『水污染防治法』、『大気污染防治法』もいずれも行政訴訟の時効を十五日と規定する。しかし『森林法』、『草原法』、『漁業法』は行政訴訟の時効を三十日と規定する。各単項法規は、それぞれの具体的状況を考慮するものであるから、統一的な規定を作らないことももちろん可能である。

第二章 法の構成

良い法案を起草するには、法の内容が立法目的の実現、基本原則の体现、効果的な法律制度・措置の採用を可能にし、寛厳適度な法律上の責任を規定するなどのほか、法の構成と原理を研究・把握するよう注意し、法の構成が合理的で調和のとれた完全なものとなるよう設計しなければならない。

現代の成文法の構成には、一般につきのようなさまざまな要件が含まれる。すなわち（一）法の名称、（二）法の規範的・非規範的内容。一般に総則、分則、附則などに分けられる、（三）関連する説明・解釈、（四）立法機関・立法年月日、（五）公布機関・公布年月日、（六）効力発生年月日ある

いは実施年月日、(七) 臨機応変に対応するための規定や追加(補充) 規定の制定権、法の解釈権、あるいは実施細則規定制定権の、関連機関への授権、(八) 関係者の署名、などである。

一 法の名称について

法の名称は、見たところ単純であるが、法に必須の第一要件である。

我が国における各種の現行法の名称は、統一的規定を欠き、厳格に規範されてもいないため、多いうえに無秩序な印象を与えており、さらにはレベルも効力も異なる法が、名称上、混淆している現象が見られる。たとえば全国人民代表大会および常務委員会が制定する法の名称には、法・決議・決定・条例・規定・規則(辨法) など、さまざまな種類がある。国務院の行政法規の名称はさらに多く、条例・規定・決定・規則(辨法)・細則・規則・通知・決議・意見などがある。同じ「規定」という名称をとつても、若干規定・暫定(暫行) 規定・試行規定・追加(補充) 規定など、多様な呼称がある。

法の名称があまりにも雑多・乱雑であると、法の実施、法の分類・整理・編纂、および法学研究のいづれにとつても不利である。

法の名称についての改革と規範は、国の立法権力機関が立法を通じて解決すべき問題である。当面のところ、法案起草する際は法の名称を慎重に決めなければならない。法の名称には、(一) 適用範囲、(二) 法の性質と内容、(三) 法の効力等級、を反映させるべきである。たとえば『中華人民共和国環境保護法』をみると、「中華人民共和国」は当該法を全国に適用することを示し、「環境保護」は法の内容を示し、「法」は法律一級に属する効力等級を示す。『中華人民共和国水污染防治法実施細則』の場合、「中華人民共和国」は全国に適用することを示し、「水污染防治」は内容を示し、「実施細則」は行政法規に属する効力等級であることを示す。

二 法の内容について

法の内容には、規範的内容と非規範的内容の二分類がある。構成上は一般に、総則・分則・附則の各部分に分けられ

る。簡単な法のなかには、総則と分則を区別せず、直接、条・款・項・目の形式で表すものがある。

(二) 法の規範的内容

法の本質的な属性の一つは、規範性を備えていることである。一つの法を作るおもな目的は、一種の社会関係を規範し、普遍性・明確性・肯定性を備えた行為モデルを制定し、以て人々の行為を規範することにある。法の規範には、行為モデルと法の後の結果（決まった行為モデルと、それに反する行為は法に基づきどのような結果を招来するか）という二つの部分があるべきであり、これらは同一の条文に規定しても良いし、別の条文に規定しても良い。

(二) 法の非規範的内容

法の非規範的内容には、一般に、法の適用範囲、法の指導思想と基本原則、立法の目的任務・関連する概念・名詞あるいは専門用語の解釈、臨機応変に対応するための規定・追加（補充）規定・実施細則の制定権および本法の解释权を関連

機関に与える規定、法の可決・公布・実施あるいは効力発生年月日、および関係者の署名などが含まれる。これらの非規範的内容をつまびらかに明記する必要があるか否かは、その法が複雑か簡単かによって決まるのであり、あらゆる法にすべて規定しなければならないというものではない。

(三) 法の総則

やや複雑な立法は、法の構成上、総則・分則・附則といったいくつかの部分に分けることができる。法案を起草する際は、総則・分則・附則の構成を全体的に合理的に配置し、各部分の内容を科学的に設計しなければならない。総則は「総綱」（たとえば憲法）、「基本原則」（たとえば民法通則）、一般規定（国外法で用いられる場合が比較的多い）などとも称される。法の総則にはどのような内容を記すべきか。それは読んで字の如く全般的なこと、すなわち法全体を貫き指揮する、もつとも基本的・総合的な内容を記すべきである。総則部分を「雑物袋（無秩序なさざまなものを放り込んでおくための袋）」にしてしまい、その他の部分に配置することが難しい内容をすべて総則に押し込むようなことをしてはな

料
らない。総則部分には一般につきの内容が含まれる。
資

- (1) 立法の根拠
- (2) 立法目的
- (3) 基本原則
- (4) 基本的な法律制度あるいは措置
- (5) 法の適用
- (6) 法の効力

総則部分の内容を多くするか少なくするかは、法全体の内容と調和させて決めなければならない。総則が一、二条しかない法もあれば、総則部分が大きな紙幅を占める法もある。総則は簡単すぎても複雑すぎても適当ではない。

(四) 法の分則

法の分則は、総則に対応し、総則の内容を具体化する部分である。分則はその内容において、総則の立法目的・基本原則・基本制度を具体化して法の条文・規範のなかに詳細に規定し、当該法が調整しようとする社会関係に関連する主体・客体・行為・事件・後の結果を具体的に規定し、具体的な行為モデル、すなわち権利・義務・職務およびその実施を保証

するための条件、およびこれらの行為モデルが引き起こす法律上の後の結果などについて、いずれも明確かつ具体的に規定しなければならない。

分則部分は一つの法のなかでもっとも紙幅が多く、内容ももっとも具体的な部分である。このため、分則を書くにあたっては、完全な構成になるよう注意するほか、内容を合理的にはつきりと分類し、内在する関係や論理構成に注意しながら段階や順序を決める必要があり、さらに条文は具体的・明確で、操作性を備えなければならない。「分則は」総則の内容と相互に呼应し関連するようにすべきであり、互いに抵触してはならない。

(五) 法の附則

附則とは、一般に、法の総則と分則の補助的な内容を法の最後の部分に規定するものである。多くの法には「わざわざ」附則がおかれているが、附則のない法もある。

附則の内容には、一般につきのものが含まれる。

- (1) 概念・名詞・専門用語に関する解釈あるいは定義
- (2) 実施細則制定権・解釈権に関する授權規定

(3) 臨機応変に対応するための規定あるいは追加(補充) 規定に関する授權規定

(4) 関連法あるいは関連規定の失効あるいは廃止の宣言に関する規定

(5) 可決・公布・実施あるいは効力発生の時期に関する規定

第三章 法の但し書き

法の但し書きとは、「但し」あるいは「しかし」を以て導かれる一種の特殊な法律規範である。「但し」の文字のあとにくる文字は、一般に、法の条文中の主文に対する例外・制限あるいは付加を示す規定である。

ある法律規範が複雑な社会関係を調整しようとする場合、一般的な情況に加え、特殊な情況をも考慮しなければならぬ。すなわち、一般的な規定を作ると同時に、特別な規定をおき、あるいは特別な制限、特別な追加を行い、以て全文がさらに綿密で適当なものになるようにし、盲点のないようにすべきである。

但し書きは、現行の法律・法規中の表現形式においては、「但し」「しかし」以外にも、「しかし〜できる」「しかし

〜すべきである」「しかしかならず〜しなければならない」「しかし〜できない」「しかし〜は〜と認めない」などの形式で表される。

また「〜の場合は」「〜を除き」「〜については別に規定する」などの語句を用いて示されるものもある。

中国の現行の法律・法規で但し書きを用いるものは相当に少ない。『民法通則』は全部で百五十六条あり、八つの但し書きを用いている。行政訴訟法は全部で七十五条あるが、三つの但し書きしか用いていない。環境立法の領域では、『中華人民共和国環境保護法』・『水污染防治法』・『大気污染防治法』などの主要な法律・法規は、一つとして但し書きを用いていない。『環境保護法』第二八条に「水污染防治法に別の規定があるものは、水污染防治法の規定にしたがって執行する」という規定があるのみである。但し書きの使用があまりにも少ないということは、一定程度において、法律規範が調整しようとする対象に対する規定が全面的ではなく、具体性に欠け、精密・正確ではないことを意味し、さらに法案起草過程における但し書きに関する研究が不十分であり、法律規範を一層周到・完全なものにするという但し書きの機能を十分に利用していないことをも意味する。

資 (1) 婚姻家庭関係を指す。〔原〕著者注。

訳者あとがき

本稿は、金瑞林 (Jin Rulin) ・汪勁 (Wang Jin) 著『中国環境与自然資源立法若干問題研究』(北京大学出版社・一九九九年) 第六章「中国環境与自然資源法的立法技術問題」を、原著者のご承諾を得て翻訳を試みたものである。原著者の略歴・研究業績は、現代中国の環境論 (二)——「中国の環境と自然資源法体系の現状、問題、およびその改善」(1999)——金瑞林 (Jin Rulin) ・汪勁 (Wang Jin) 著、鈴木光 (Suzuki Hikaru) 訳(北海学園大学法学研究第三八巻第四号(二〇〇三年三月) 七六九—七七〇頁を参照されたい。本稿の欧文タイトルは原著者自身による。〔〕部分は翻訳者が挿入した。翻訳に際しては曹維君 (Cao Weijin) 先生より大変貴重なご指導をいただいた。衷心より感謝申し上げます。